

# とっとり婚活サポート事業実施要綱

## 1 目的

少子化の要因の一つである未婚化、晩婚化の進行に歯止めをかけるため、企業・団体等と協働で新たな男女の出会いのきっかけづくり及び男女交際に係るコミュニケーション能力等の向上に向けた取組を行い、婚姻率の向上に資することを目的とする。

## 2 事業内容

鳥取県及び島根県婚活イベント情報メール配信システム「恋みくじ」（以下「システム」という。）により、出会い系イベント又は交際へつなげるためのコミュニケーション力向上セミナー等（以下「イベント」という。）の情報を応援企業・団体等（とっとり婚活サポート（イベント団員）。以下「イベント団員」という。）から募集し、事前に登録された結婚を考えておられる独身の方（以下「参加希望者」という。）のアドレスへメールで情報提供をするほか、とっとり婚活サポート事業（以下「本事業」という。）の紹介など、結婚までの応援活動を行う企業・団体等（とっとり婚活サポート（応援団）。以下「応援団」という。）を募集し、協働で男女の出会い系のきっかけづくりを行う。

## 3 事務手続等

### （1）団員の登録

#### ア イベント団員

（ア） イベントを計画及び実施する企業・団体等は、あらかじめ子育て王国課（以下「県」という。）に「とっとり婚活サポート登録申込書」（別添1）（以下「登録申込書」という。）、「誓約書」（別添2）及び役員等名簿（別添3）を提出する。

（イ） 県は、登録申込書を審査し、「とっとり婚活サポート登録証」（別添4）（以下「登録証」という。）を送付するとともにイベント団員の情報を県のホームページに掲載する。

（ウ） 必要に応じて県の職員が店舗・事業所等を確認する。

（エ） 登録審査条件は、県内に事業所を有する公共的な団体（市町村、青年団、青年会議所等）、NPO法人又は企業であって、以下のすべての要件を満たすこと。

ただし、県外に事業所を有する場合であっても、県内からの参加者を見込むことができるイベントを実施し、以下のすべての要件を満たす団体等であれば登録できるものとする。

- a 本事業の趣旨に賛同し適正にイベントが企画、実施できること。
- b 宗教団体、政治団体ではないこと。
- c 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の利益になる活動を行う企業でないこと。
- d 結婚相談、見合い及び結婚の斡旋等を業としていないこと。（ただし、業としている場合であっても、イベント参加者に会員登録を求めるイベント及び、参加費以外の費用（入会金・年間金等）を求めるイベントは情報配信を行わないことを条件に、登録を認める場合がある。）
- e 個人情報を適切に管理できること。
- f 県は、情報配信のみを行うものであり、イベントに関する意見、トラブルに關

しては、イベント団員が対応し責任を負うものとする。

g 県に登録後、不適正な事例があれば登録を解除することがある。

(オ) 登録期間は毎年度末日までとする。ただし、更新を可能とする。

#### イ 応援団

(ア) 本事業の紹介など、県と協働で結婚までの応援活動を行う企業・団体等は、あらかじめ県に登録申込書を提出する。

(イ) 県は、登録申込書を審査し登録証を送付するとともに応援団の情報を県のホームページに掲載する。

(ウ) 必要に応じて県の職員が店舗・事業所等を確認する。

(エ) 登録審査条件は、公共的な団体（市町村、青年団、青年会議所等）、NPO 法人又は企業等であって、以下のすべての要件を満たすこと。

a 本事業の趣旨に賛同し適正に結婚までの応援活動が実施できること。

b 宗教団体、政治団体ではないこと。

c 暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う企業でないこと。

d 結婚相談、見合い及び結婚の斡旋等を業としていないこと。

e 個人情報を適切に管理できること。

f 県に登録後、不適正な事例があれば登録を解除することがある。

(オ) 登録期間は毎年度末日までとする。ただし、更新を可能とする。

#### (2) 参加希望者の登録

結婚を考えておられる独身者を対象とし、パソコン又は携帯電話により県のホームページを通じて登録してもらう。

登録時の入力項目は、メールアドレス、性別、出生年、お住まいの地域、登録する目的（独身結婚希望者、知人等の出会いを応援したい方等、その他）、受信希望イベント実施地域、再配信希望の有無とする。

#### (3) イベント情報の配信

##### ア イベントの企画

(ア) イベント団員がイベントの企画を行い、原則として、配信希望日の7日前（土・日・祝日・年末年始を除く。）までに、システムの登録申請フォームによりイベント内容等を入力し、県に配信承認依頼を行う。

入力内容は次のとおりとする。

##### a 必須入力内容

開催日時、受付時間、申込締切日、担当者、応募先、イベント名、選考方法（先着、抽選）、定員（男女別）、参加対象者の条件（年齢制限等）、参加費用、アルコール提供の有無、支払方法、イベント内容、参加者問合せ先、イベント種類（イベント、セミナー、その他）、開催場所、開催地域

##### b 任意入力内容

メルマガ配信希望日、担当者電話番号・メールアドレス、イチオシポイント（演出等）、タイムスケジュール、集合場所、交通アクセス、イベント詳細内容・開催場所等のリンク、その他イベント等の実施に関し必要な内容

(イ) 県は、企画内容について、開催場所及び経費は内容に見合う妥当なものとなっているか、出会い系イベントの場合は参加者が多くの人と知り合えるような内容となっているか、コミュニケーション力向上セミナー等の場合はコミュニケーション能力等、交際につながる魅力向上に資する内容となっているか、県外で実施されるイベントの場

合は県内からの参加者（性別問わず）を見込むことができるかどうか、提供する情報内に性格・行動・好み・容姿・役割等において、性別により固定的なイメージを与えるような表現やその他人権上不適切な表現が含まれていないかなどを確認し、必要がある場合は変更を求めるとともに、変更できないものは情報配信を行わないこととする。

#### イ 情報配信

県は、イベント情報を参加希望者のパソコン又は携帯電話にメール配信するとともにホームページに掲載する。

配信内容は次のとおりとする。

- (ア) イベント名、内容
- (イ) 開催日時、受付時間、申込締切日、場所、交通アクセス
- (ウ) 参加対象者の条件（年齢制限等）、定員（男女別）
- (エ) アルコールの提供の有無
- (オ) 参加費用、支払方法
- (カ) 応募先、参加申込方法、選考方法（先着、抽選）
- (キ) その他イベント等の実施に関し必要と認めた内容

#### (4) イベント参加方法

イベント情報のメールを受け取った参加希望者は、希望するイベントを行うイベント団員へ直接参加申込みを行う。

抽選による参加者決定の場合は、イベント団員から直接参加希望者へ連絡する。

#### (5) イベント開催

イベントを企画したイベント団員が実施する。

イベント開催時における留意点として、次の項目をイベント団員は遵守することとする。

- ア 参加者募集に関して収集した個人情報は、厳重に管理すること。
- イ 受付時に、本人確認をすること。（運転免許証、健康保険証等の提示を求める。）
- ウ ストーカー行為等の犯罪行為、あるいは相手の意思に反して個人情報を聞き出すなどの行為を行わないことを徹底すること。
- エ アルコールを提供する場合は、事前及び当日に、飲酒運転をしないよう厳重に注意喚起をすること。
- オ イベント終了後10日以内に「イベント開催結果報告書」（別添5）を県に提出すること。
- カ イベント終了後、県が参加者にアンケート調査を実施があるのでその際には協力すること。
- キ 必要に応じて県の職員がイベントを視察があるので承知しておくこと。

### 4 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て王国課長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成20年9月3日より施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年10月5日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

2 従前の「鳥取めぐりあいサポート」については、継続登録の意向を確認の上、引き続き「とっとり婚活サポート」に登録されているものとみなし、登録証を再交付する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

2 従前の「とっとり婚活サポート」については、継続登録の意向を確認の上、引き続き「とっとり婚活サポート（イベント団員）」に登録されているものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成27年3月2日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月13日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成28年10月24日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年6月13日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月5日より施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年9月24日より施行する。

# とっとり婚活サポーター登録申込書

年      月      日

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長 様

このたび、とっとり婚活サポート事業の趣旨に賛同し、応援、協力していきたいので、下記のとおり登録を申し込みます。

記

申請区分 (イベント団員又は応援団員の別)		
申請者	団体名・業種	
	役職・代表者名	
	所在地	
	電話番号	
	ホームページ	
担当者	所属	
	氏名	
	電話番号	
	ファクシミリ	
	メールアドレス	
概要	設立年月日 <small>*イベント団員のみ</small>	
	団体概要 <small>*イベント団員のみ</small>	
	ホームページ用 コメント	

## 誓 約 書

鳥取県子育て・人財局子育て王国課長 様

「とっとり婚活サポート事業」のイベントの開催について、以下の事項を厳守することを、誓約します。

### 記

- 1 参加者募集に関して収集した個人情報は、厳重に管理すること。
- 2 イベント当日の受付時には、本人確認をすること。（運転免許証等の身分証の提示を求める。）
- 3 ストーカー行為等の犯罪行為、あるいは相手の意思に反して個人情報を聞き出すなどの行為を行わないよう徹底すること。
- 4 アルコールを提供する場合は、事前及び当日に飲酒運転をしないよう厳重に注意喚起すること。
- 5 イベントに関する意見及びトラブル等に対して速やかに対応し、責任を負うこと。
- 6 当団体は暴力団に該当するものではなく、また、暴力団又はその構成員の利益になる活動は行わないこと。
- 7 イベント参加者に会員登録を求めるイベント及び、参加費以外の費用（入会金・年間金等）を求めるイベントは行わないこと。

年 月 日

所在地

団体名

代表者職氏名

印

# 役員等名簿

備考

- 1 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、その支店又は営業所を代表する者で役員以外の者等、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等をいう。)の氏名、生年月日、及び住所を記載してください。

2 提出に当たっては、氏名、生年月日、及び住所の個人情報が3の目的のために提供し、又は利用されることについて、必ず当該名簿に記載されている者全員の同意を取ってください。

3 この名簿は、役員等が暴力団員であるか否かの確認のために使用し、それ以外の目的のために提供し、又は利用することはありません。

年　月　日		
役員等が暴力団員であるか否かを確認するため、鳥取県警察本部に対して、この名簿による照会が行われることに同意します。		
また、本書記載の内容は事実と相違ありません。		
代表者職氏名		実印

# 登録証

No.

鳥取県が実施する「とっとり婚活サポート事業」において、  
「出会いの場」のイベントや交際へつなげるための  
コミュニケーション力向上セミナー等を企画、実施、又は紹介し、  
鳥取県と協働で結婚支援をする応援協力団体として登録します。



---

年　月　日  
鳥取県子育て・人財局子育て王国課長